

障害のある人へのサービス

問 福祉課
☎ 0869-24-8847
FAX 0869-24-8840

障害のある人へのサービスを一部ご紹介します（事前に申請や相談が必要です）。
各サービスによって対象者や条件が異なりますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください。



市ホームページ

各種運賃の割引

電車やバス、タクシーなどの利用時に、手帳の提示によって運賃の割引があります。

●対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

福祉タクシー利用券

在宅の重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付します。

●対象者

在宅の身体障害者手帳1・2級および療育手帳A所持者

各種手当など

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、障害児福祉年金があります。

地域生活支援事業

【意思疎通支援事業】

手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

●対象者

聴覚障害のある人

【日常生活用具事業】

ストマ用具、紙おむつ、歩行支援用具などを給付します。

●対象者

身体障害者手帳所持者、難病患者

【その他】

成年後見制度利用支援費用助成、日中一時支援、移動支援、訪問入浴、地域活動支援センター、障害者自動車運転免許取得および自動車改造費用助成など

医療費の助成

【育成医療・更生医療】

障害の軽減などのために治療・手術を受ける場合、医療費（一部）を助成します。

●対象者

18歳未満の身体に障害や疾病を有する児童、18歳以上の身体障害者手帳所持者

【精神通院医療】

病院などに通院する場合、医療に要する費用（一部）を助成します。

●対象者

通院医療を受けている精神障害のある人

障害福祉サービス

障害の程度にあわせたサービスを受けることができます。

●サービス

障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援など）、障害児通所支援

補装具費の支給

車いすや装具などの購入・修理・借り受けにかかる費用（一部）を補助します。

●対象者

身体障害者手帳所持者、難病患者

その他にも、サービスいろいろ

- 障害福祉サービス通所者交通費助成
障害福祉サービス事業所へ通所する交通費（一部）を助成します。
- 有料道路通行料金の障害者割引
- 身体・知的障害者相談員
身体障害者相談員（9人）・知的障害者相談員（3人）を各地域に配置しています。
- 発達障害児・者支援
保護者の会の開催やコーディネーターを配置しています。
- ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

瀬戸内市地域自立支援協議会では、市内の障害福祉サービス事業所などの情報を提供しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。
また、障害福祉サービスなどをまとめた冊子は、福祉課で配布しています。



国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証などの申請

問 国保年金医療給付課
☎ 0869-22-1790

国民健康保険に加入している住民税非課税世帯以外の人

【限度額適用認定証（緑色）】

医療機関の窓口で提示すると、同じ医療機関などでのひと月の医療費の支払額が**自己負担限度額まで**となります。

国民健康保険に加入している住民税非課税世帯の人

【限度額適用・標準負担額減額認定証（おうど色）】

医療機関の窓口で提示すると、ひと月の医療費の支払額が**自己負担限度額まで**となる上、**入院時の食事代も減額**されます。

- 上記の各証が引き続き必要な人は、8月以降に申請してください（原則、国民健康保険税完納世帯に限る）。
- 70歳以上で所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」または「一般」の人は、資格確認書などが限度額適用認定証の代わりになるため、手続きは不要です。



申請方法など詳細はこちら



マイナ保険証なら申請不要でとっても便利！

マイナ保険証を利用して医療機関を受診すると、**限度額適用認定証がなくてもひと月の医療費の支払いが自己負担限度額まで**となるため、申請が不要になります！



高額療養費制度が見直されます

■高額療養費制度とは

ひと月に医療機関へ支払った医療費が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

■見直し後の上限額について

法改正に伴い、令和8年8月から2段階に分けて見直されます。下表は令和8年8月から令和9年7月までの上限額です。また、新たに年間の上限額が新設されました。



厚生労働省
ホームページ

適用区分		年収目安	月額上限 (世帯ごと)	多数回該当	年間上限 (世帯ごと)	外來のみの上限 (個人ごと)
70歳未満	70歳以上					
ア	現役並みⅢ	1,160万円～	270,300円+1%	140,100円	1,680,000円	
イ	現役並みⅡ	770万円～1,160万円	179,100円+1%	93,000円	1,110,000円	
ウ	現役並みⅠ	370万円～770万円	85,800円+1%	44,400円	530,000円	
エ	一般	～370万円	61,500円	44,400円	530,000円	月額22,000円 年間216,000円
オ		住民税非課税	36,900円	24,600円	290,000円	
	低所得者Ⅱ	住民税非課税	25,700円	24,600円	290,000円	月額11,000円 年間96,000円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税 (～80万円)	15,700円		180,000円	月額8,000円

問 厚生労働省コールセンター（フリーダイヤル） ☎ 0120-617-111